年頭に当たって原告団の皆さんへ

新年を迎えました。三池大災害裁判闘争はこれまで着実に前進してまいりましたが、いよいよ重大な段階にのぞむことが予想されます。原告団の責任は重さがましていきます。このとき、次の方々からうれしいはげましの言葉を寄せていただきました。感謝の意をこめ、それぞれを掲戦させていただきます。やむなく、一部割愛させて頂きました。悪しからずお許しを。

三池の地底から燃やそうエネルギー

福岡県評議長　花田守

三池労組の仲間や家族の皆さん。三池大災害裁判原告団の皆さん。

先日NHKの教育テレビで、三池炭鉱の歴史の一端が放送されたとき、「三池闘争だけは、忘れられない」経験をもつ私は、身震いする程に怒りがこみ上げて来ました。

いうまでもなく、日本と三井資本が今日在るのは、皆さんのお父さんや兄弟、あるいは囚人労働者を牛か馬のように酷使し、ばく大な利潤蓄積を果たしたからであります。三井資本のあくなき利潤追求、労働者の命と権利を無視した経営は、日本の資本家の標本であり、そこで起こった数々の災害は人災であり、わが国の「罪を憎んで人を憎まず」なんていう諺は、三井資本に限って通用させるものか、といいたくなるのです。

あれから十五周年を迎えようとしています。

その間炭労を中心に一般住民にまでも拡大された闘いの中で、CO闘争はそれ自体の前進はもちろん、今日のすべての労働運動・社会運動、あるいは重要な労働災害対策、公害対策、人間の生活環境から自然環境の問題に至るまで、闘いの前進に大きく寄与されてきたことを注目しなければなりません。これからこの活動を成功させるためには、まず職場の生産点や地域居住地で、もっと、基本的人権尊重の具体化とはどうすることなのか、を考える雰囲気づくりをこそ強めることであります。人命や生活を根こそぎゆすぶる労働災害や環境破壊は、企業はもちろん、それを監督すべき国、並びに地方行政の責任であることを確認し、もっと広範に、より強い行動を起こすことです。

ここで大切なのは、春闘の中で生活と権利・命を守る闘いの基調とCO闘争の原点を一致させ、闘いを、職場の原点から、社会党を中心とした革新政党との共同闘争にまで広げて行き、闘いを成功させることです。

さあ、新年はじっくりと、三池の命が地底から日本を動かす熱エネルギーに変っているように、日本の労働者と革新運動が勝利するまで、燃やして行こうではありませんか。

花田議長

原点への認識と誇りをもって……

都立松沢病院副院長　金子嗣郎

新年おめでとうございます。

この年の十一月九日が来れば、あの大災害から満十四年になります。

よくもここまで来たかと感慨無量です。私の長女があの年の八月生まれで、今年の四月には中学三年生です。ほんとうに長い年月でした。

正直なところ、ここまで三池労組が長期に闘うとは思っていませんでした。これだけの長期に亘る職業病・労災の闘いはほかになかっただろうと思いますし、CO中毒の予後をこれだけ長期に追及した事例はないと思います。大学・労災病院の医師達も三池労組を批判し、組合原性疾患などと言っていましたが、三池労組の闘いがなければ、彼らもCO中毒の長期予後にこれだけの関心を示し、また症例を診察することも不可能だったでしょう。

しかし長い闘いになると、こちらもいろいろ弱味が出て来ると思います。十四年前の大事件も当事者には別として、多くの人々には「ああ、そんなこともあったのか」、というような受け方になります。そうした中で、志をもちつづけるのは大変なことです。そしてまた、お互いの仲間の中でもついつい、いろいろと感情の行きちがいなどが出て来ます。こうした時三池のCO闘争は反合理化の闘いであり、わが国の労災・職業病闘争の歴史を切り開いて来たものであるという原点の認識と、それに対する誇りを思いおこすべきでしょう。それでないとついお互いに足を引っぱり、「あいつが五級でどうしておれが九級だ」、ということにもなります。私も随分努力はして来たつもりですが、現在の医学も労災法も、不十分・不完全な点が多いのです。そうした矛盾の中で、自分は不当に扱われている、自分だけが不当に扱われている、と労働者の仲間同志で考えだしたらおしまいです。そうしたときは、物取り主義が反合理化という柱をむしばんでいる時ではないでしょうか。

生意気なことを言いましたが、今年も団結して闘って下さい。不十分ながら助力をさせて下さい。

金子先生

今年が大きな山場だからこそ……

裁判担当弁護士　藤本正

上村事件の勝利は必然的に九・二八坑内火災の裁判闘争に直接影響するし、一一・九大災害裁判にも、事件は異なるとはいえ、大きな影響をもつからである。その意味でも、本年の裁判闘争は大きな山場を迎えるのである。

一一・九大災害裁判も、昨年は会社側の立証に着実に反撃を加え、年を越すに至った。

われわれはこの裁判を、手ばなしで勝利する事件だ、と断じて考えてはならない。「勝つ事件」でなく「勝つべき事件」なのであり、いや、断じて、何としてでも勝たねばならないのだ。そして、全力をあげれば、勝利の条件のある事件なのである。楽観論も、悲観論も、いずれも誤りなのである。そのことによってのみ、勝利の展望は開けるであろう。弁護団は、新年だから改めて誓うのでなく、今年こそが一つの大きな山場だからこそ、全力をあげて闘い抜くことを誓うものである。

組合員、患者、遺族の皆さん、皆さんが一つになって、本当に団結して、今年こそは勝利の展望を切り開いていこうではないか。

三池労働者のその闘いの伝統をいまふたたび、天下にしめそうではないか。

藤本弁護士

皆さんと連帯して闘っていく決意

都高教組守る会　桜井秀三

三池労組の旗の下に結集された組合員、守る会、主婦会のみなさん！　一九七八年を迎え、闘いの決意を新たにされていることと存じます。

さて私は、これまで三度三池を訪ねました。その度に守る会をはじめ、CO被災者や家族のみなさんに近しくお会いし、寝食を共にしながら、三池の闘いの歴史を学び、水俣病同様企業的災害であるCO中毒の悲惨な姿を目のあたりにしました。

中でもCO中毒にむしばまれた病軀にむち打って、三井鉱山の労働者べっ視の政策と闘っている現場をみて、あの〝三池闘争〟の伝統をみる思いでした。私たち日教組の仲間（東京では現在主任制反対闘争の戦中ですが）の中には、いまだに「教師は聖職でもある」などと、聖職者意識から脱皮できない教師も少なくない職場からみて、主婦会のみなさんの「三池の主婦は労働者の妻である」という意識と行動力には驚き、かつ多くを学びました。

原告団のみなさん！　COマンモス裁判の勝利への道は、同時に日本の全労働者の生命と権利を守る闘いの歴史的な第一歩となるでしょう。

東京にいながら、何もできませんが、今年もみなさんと共に連帯して闘っていきたいと思います。今年も共に起ち上がりましょう。

（桜井秀三さんは、東京の高校の先生で守る会運動の有力な推進者です）

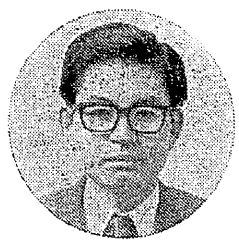

桜井先生

年頭に際して決意を表明

三池大災害裁判原告団団長　小川紘志

運動の不十分さ反省し団結して前進しよう

新年おめでとうございます。

不況とインフレが長くつづき、大牟田においては、三煉の仲間に対する首切り攻撃をはじめ、片山鉄骨、橋本鉄工所など中小企業における、三人に一人の人減らし合理化が強行され、従来にない暗い正月を迎えました。

労働者と国民に犠牲を押しつけ、大企業本位の不況対策は、「戦争でも起きらんと不況はよくならん」という暴言まで飛び出し、労働者と国民のいのちと生活を守る闘いは、さらに厳しい対応が求められています。

労働者の生命と健康を守り、大特に、同じように病状や生活苦災害の責任を追及する裁判闘争は、弁護団を先頭にして、三池労組、主婦会をはじめ、全国の仲間に支えられてきましたが、労災闘争の中核としての理解と、闘いの拡がりはまだまだ不十分でありました。

裁判闘争も、本年は会社側の職種別責任者の証人尋問から、いよいよ損害の立証に入ります。全国の公害や労災裁判の経験でも、立証段階に入ってからの、被告側のはげしい巻き返しと切りくずし攻撃を受け、苦境におとし入れられた原告団が少くありません。

このような、会社側の悪質な攻撃を一つひとつハネ返し、勝利を闘いとるためには、さらに力強い団結と活動が要求されます。

原告団は二月に総会を開き、一年間の活動の総括と、新しい活動方針の確認、その先頭に立って活動する新役員の選出を行ないます。

この総会を契機に、活動の不十分さを率直に反省し、原告一人ひとりの力を結集して、固い団結と力強い信念にもとづく活動が大きく前進できるよう、さらに力いっぱい闘う決意です。

弁護団をはじめ三池労組、主婦会員のみなさん、そして全国の闘う仲間のみなさんの、さらに力強い御指導と御協力をお願い致します。

◇　◇

原告団消息

12月5日　原告団編集会議。

〃　7日　遺族会、アソニット・三池縫製両工場合同ブロック集会。

〃　12日　原告団役員会議。（一斉検診。労災認定者の自宅フロ設置について。スモン裁判傍聴について）

〃　14日　スモン裁判支援参加。（スモン裁判傍聴参加、早期判決決起集会に参加）

〃　17日　原告団事務局会議。

×

十月三日、中屋ヒサエさん（遺族、三池縫製）、公傷で永田病院に入院。一日も早いご快癒のほどを。

十二月四日、森島勝広さん（万田作業所）のご尊父が亡くなられました。謹んでご冥福をお祈りいたします。